

四半期報告書

第103期 第1四半期

〔自 平成20年4月1日〕
〔至 平成20年6月30日〕

花王株式会社

東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号

(E00883)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 生産、受注及び販売の状況	3
2. 経営上の重要な契約等	4
3. 財政状態及び経営成績の分析	4
第3 設備の状況	7
第4 提出会社の状況	8
1. 株式等の状況	8
2. 株価の推移	22
3. 役員の状況	22
第5 経理の状況	23
1. 四半期連結財務諸表	24
2. その他	35
第二部 提出会社の保証会社等の情報	36

四半期レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月7日
【四半期会計期間】	第103期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
【会社名】	花王株式会社
【英訳名】	Kao Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 尾崎 元規
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03-3660-7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 青木 和義
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03-3660-7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 青木 和義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第103期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第102期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高(百万円)	316,848	1,318,513
経常利益(百万円)	26,068	114,223
四半期(当期)純利益(百万円)	17,096	66,561
純資産額(百万円)	560,226	584,709
総資産額(百万円)	1,174,085	1,232,601
1株当たり純資産額(円)	1,025.89	1,070.67
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	31.89	122.53
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	31.87	122.41
自己資本比率(%)	46.8	46.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,536	180,322
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△13,385	△52,389
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△10,349	△101,822
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	85,512	112,636
従業員数(人)	33,791	32,900

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	33,791（5,128）
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループ〔当社及び連結子会社〕からグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であります。（ ）内は、臨時従業員数の当第1四半期連結連結会計期間の平均人員であり、外数で記載しております。

2. 臨時従業員は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	5,899
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) (百万円)
ビューティケア事業	107,643
ヒューマンヘルスケア事業	40,611
ファブリック&ホームケア事業	64,948
コンシューマープロダクツ事業 計	213,203
ケミカル事業	59,212
小 計	272,415
消 去	△9,922
合 計	262,492

- (注) 1. 金額は売価換算値で表示しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 連結会社間の取引が複雑で、セグメントごとの生産高を正確に把握することは困難なため、概算値で表示しております。

(2) 受注状況

受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) (百万円)
ビューティケア事業	107,957
ヒューマンヘルスケア事業	42,489
ファブリック&ホームケア事業	56,506
日本計	206,952
アジア	20,771
欧 米	33,756
内部売上消去等	△4,486
コンシューマープロダクツ事業 計	256,994
日 本	34,392
アジア	20,520
欧 米	26,350
内部売上消去等	△11,917
ケミカル事業 計	69,346
小 計	326,340
消 去	△9,492
連結売上高	316,848

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）の日本経済は、石油関連製品や食品の価格上昇などにより消費者心理が悪化し、また企業収益も減少が予想されていることなどにより、景気の減速感が強まりました。海外経済は、アジアでは中国等で拡大が続いたものの、欧米ではエネルギー価格の上昇やサブプライムローン問題を背景として、景気は減速局面が続きました。

このような状況の下、当四半期は対象市場が弱含み始めましたが、当社グループは引き続き商品の高付加価値化による“利益ある成長”をめざして事業活動を行ったことにより、概ね計画通りに推移しました。売上高は、アジアのコンシューマープロダクツ事業やケミカル事業が順調に推移したものの、日本や欧米でコンシューマープロダクツ市場が冷え込んできたことと為替変動の影響により、前年同期より0.4%減（為替変動の影響を除くと実質+1.7%）の316,848百万円となりました。利益面では、天然油脂や原油の価格上昇が続いており、それを受けた原材料価格値上がりの影響を大きく受けましたが、販売価格の改定やコストダウン活動などに積極的に取り組んだ結果、営業利益は25,707百万円（対前年同期+83百万円）、経常利益は26,068百万円（対前年同期+589百万円）、四半期純利益は17,096百万円（対前年同期+4,090百万円）となりました。なお、買収に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益は35,209百万円（売上高比率：11.1%）でした。

当第1四半期の在外子会社等の財務諸表項目（収益及び費用）の主な為替換算レートは、103.79円/米ドル、158.34円/ユーロでした。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

コンシューマープロダクツ事業

売上高は、前年同期に対して2.7%減の256,994百万円（為替変動の影響を除くと実質 Δ 1.0%）となりました。

国内市場は、トイレタリー主要カテゴリーの消費者購入価格については、ほぼ前年同期と同じレベルで推移したものの、金額ベースでは化粧品、トイレタリーとも前年同期を若干下回りました。

国内では、生活者の変化に対応した新製品の上市や、販売体制の強化などに取り組みましたが、市場低迷の影響を受け、売上高は1.4%減の206,952百万円となりました。しかしながら、市場は縮小したものの、当社グループのシェアは、当第1四半期においても前年同期を上回ることが出来ました。

アジアでは、現地流通との共同取り組みや日本との一体運営の推進などの効果が現われ、売上高は6.0%増（為替変動の影響を除くと実質+14.6%）の20,771百万円と好調に推移しました。

欧米では、市場の冷え込みと競争の激化による影響を受け、売上高は13.2%減（為替変動の影響を除くと実質 Δ 5.8%）の33,756百万円となりました。

営業利益は、売り上げが前年同期を下回ったことや、天然油脂や石油化学原料を中心とした原材料価格上昇の影響を受けたことで、前年同期を1,976百万円下回る18,517百万円となりました。

[ビューティケア事業]

売上高は、前年同期に対して4.6%減の146,196百万円（為替変動の影響を除くと実質 Δ 2.4%）となりました。

国内の売上高は前年同期に対して1.9%減の107,957百万円となりました。プレステージ化粧品の売り上げは、カネボウ化粧品と花王ソフィーナがともに市場冷え込みの影響を受け、前年同期と比べて減少しました。そのような中、カネボウ化粧品は「ブランシール スペリア」の新発売や「コフレドール」のアイテム追加など、メガブランド化に向けた積極的な展開を行い、また花王ソフィーナも、ブランド強化に向けて本年1月に「ソフィーナ ボーテ」を発売し、強化を図りました。プレミアムスキンケア製品では、「ビオレ うるおい浸透コットン化粧水」や、全身洗剤「ビオレ スマイル気分ハッピーシトラスの香り」など春の新製品が好調に推移したこともあり、売り上げは順調に伸長しました。プレミアムヘアケア製品の売り上げは減少しましたが、ほぼ計画通りとなりました。昨年春に新発売した「セグレタ」が伸び悩みましたが、ヘアスタイリング剤やヘアカラーが好調に推移しました。

アジアでは、プレミアムスキンケア製品の「ビオレ」が中国やインドネシアなどを中心に順調であったことや、新しく汎アジアブランドとして育成しているプレミアムヘアケア製品「アジェンス」を中国とタイでも発売したことなどにより、売り上げは好調に推移しました。

欧米の売り上げは、米国市場で消費者心理の冷え込みと厳しい競争環境の影響を受けるとともに、為替変動の影響も受け減少しましたが、プレミアムヘアケア製品の「ジョン・フリーダ」や「グール」は欧州市場において堅調な伸びを示しました。

なお、プレステージ化粧品の売上高は、前年同期に対して2.8%減の73,730百万円となりました。

営業利益は、花王ブランド（旧アンドリュウ・ジャーゲイズ）社買収時に発生したのれん、及び「キュレル」商標権に係る減価償却が終了したことなどにより、前年同期を1,512百万円上回る6,063百万円となりました。なお、買収に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益は15,504百万円（売上高比率：10.6%）でした。

[ヒューマンヘルスケア事業]

売上高は、前年同期に対して1.2%増の46,817百万円（為替変動の影響を除くと実質+2.2%）となりました。

国内の売上高は前年同期に対して0.2%増の42,489百万円となりました。フード&ビバレッジ製品では、「ヘルシアウォーター」でアセロラ味を新発売しましたが、競争の激化により売り上げは減少しました。サニタリー製品では、生理用品「ロリエ スーパーガード」が順調に推移し、またベビー用紙おむつ「メリーズ」で、通気性を大幅に改良したことなどにより、売り上げを伸ばしました。パーソナルヘルス製品では、改良発売した歯みがきの「クリアクリーン」に注力しましたが、売り上げは前年同期並みでした。

アジアでは、生理用品「ロリエ」が中国やタイで好調に推移したことにより、売り上げを伸ばしました。

営業利益は、原材料価格の上昇に対応してベビー用紙おむつで改良を機に、入り枚数変更による実質値上げや、コストダウンなどに取り組みましたが、前年同期を864百万円下回る2,152百万円となりました。

[ファブリック&ホームケア事業]

売上高は、前年同期に対して1.2%減の63,980百万円（為替変動の影響を除くと実質 Δ 0.2%）となりました。

国内の売上高は前年同期に対して1.6%減の56,506百万円となりました。ファブリックケア製品では、厳しい市場競争が続き、贈答品市場縮小の影響も受けて売り上げは若干減少しました。衣料用洗剤「アタック」では、洗浄力を高めた改良を行うと同時に内容量の見直しによる実質値上げを行いつつ、ブランドの強化を図りました。ホームケア製品では、本年3月に食器用洗剤「キュキュット クエン酸効果オレンジオイル配合」を発売したことなどにより、「キュキュット」ブランドの強化を図り順調に推移しましたが、住居用洗剤が伸び悩んだこともあり、売り上げは前年同期並みでした。

アジアでは、特にインドネシアで衣料用洗剤「アタック イージー」が好調に推移し、また中国でも販売体制が一層強化されたことなどから、売り上げは伸長しました。

営業利益は、新製品・改良品の上市やマーケティング投資の効率化、及び価格改定に取り組みましたが、原材料価格上昇の影響が大きく、前年同期を2,624百万円下回る10,300百万円となりました。

ケミカル事業

ケミカル事業は、グローバルに特徴ある強い事業に引き続き注力した結果、売上高は前年同期に対して11.9%増の69,346百万円（為替変動の影響を除くと実質+15.6%）となりました。

国内は、鉱工業生産が弱含みで推移するなど対象業界が冷え込む中、前年同期に対して14.7%増の34,392百万円となりました。油脂製品と機能材料製品では、原料価格上昇の影響を受けて販売価格の改定に取り組みました。またスペシャルティケミカルズ製品では、インクジェットプリンターインク用色材や電子部品用洗浄剤などで、さらなる高付加価値化と販売数量増に努めました。

アジアでは、売上高は前年同期に対して33.2%増（為替変動の影響を除くと実質+45.4%）の20,520百万円となりました。主要製品である油脂アルコールでは、販売数量増と原料価格上昇に対応した価格改定に注力しました。

欧米では、売上高は前年同期に対して6.4%増（為替変動の影響を除くと実質+11.2%）の26,350百万円となりました。三級アミンやトナー・トナーバインダーが好調に推移しました。

営業利益は、天然油脂などの原料価格上昇の影響を受けましたが、販売価格の改定、販売数量増及びコストダウンに努めたことなどにより、前年同期を2,119百万円上回る7,213百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

(イ) 日本

国内の会社の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて、前年同期に対して0.1%増の233,393百万円となりました。石油関連製品や食品の価格上昇などにより消費者心理が悪化し市場が冷え込みましたが、高付加価値製品の積極的な投入や販売体制の強化、また原材料価格上昇に対応した価格改定などに取り組みました。営業利益は、これらの諸施策に加えコストダウン活動に取り組みましたが、原材料価格上昇の影響を大きく受け、前年同期を770百万円下回る20,103百万円となりました。

(ロ) アジア

アジア地域の会社の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて、前年同期に対して18.0%増（為替換算の影響を除くと実質+28.1%）の40,673百万円となりました。コンシューマープロダクツ事業では現地流通との共同取り組みや日本との一体運営の推進などの効果が現れ、ケミカル事業では価格改定に注力しました。以上の結果、営業利益は前年同期を2,072百万円上回る2,458百万円となりました。

(ハ) 米州

米州地域の会社の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて、前年同期に対して12.6%減（為替換算の影響を除くと実質+0.2%）の25,488百万円となりました。コンシューマープロダクツ事業では厳しい市場競争が続ききました。営業利益は、新製品の投入などによる市場の活性化に取り組みましたが、前年同期を999百万円下回る1,330百万円となりました。

(ニ) 欧州

欧州地域の会社の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて、前年同期に対して0.1%増（為替換算の影響を除くと実質+1.0%）の37,410百万円となりました。景気減速の影響を受けましたが、収益性の改善に努め、営業利益は前年同期を318百万円上回る2,092百万円となりました。

(2) 資産、負債及び資本の状況

総資産は1,174,085百万円となり、前連結会計年度末に比べ58,515百万円減少しました。主な減少項目は、商標権などの知的財産権やのれんの償却が進んだ無形固定資産で14,479百万円、有価証券で13,993百万円、現金及び預金で11,137百万円です。

負債は、前連結会計年度末に比べ34,033百万円減少し、613,858百万円となりました。主な減少項目は、法人税等の支払いによる未払法人税等の減少23,374百万円及び流動負債のその他に含まれる未払費用の減少などです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ24,482百万円減少し、560,226百万円となりました。主な増加は、当第1四半期純利益17,096百万円であり、主な減少は配当金の支払い及び為替換算調整勘定（海外連結子会社等の純資産の為替換算に係るもの）の変動26,013百万円によるものです。以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の46.6%から46.8%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて27,123百万円減少し、85,512百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は、4,536百万円となりました。主な増加項目は、税金等調整前四半期純利益が25,543百万円、減価償却費が21,519百万円、一方で主な減少項目は、法人税等の支払いが28,583百万円、売上債権の増加が8,789百万円及びたな卸資産の増加が3,786百万円であったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用された資金は、13,385百万円となりました。主なものとしては、有形固定資産の取得9,635百万円及び無形固定資産の取得2,146百万円です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動に使用された資金は、10,349百万円となりました。これは主として少数株主を含めた配当金の支払い13,208百万円です。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における研究開発費は、11,501百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結業績は、概ね計画通りに推移しました。しかしながら、石油関連製品や食品の価格上昇などにより消費者心理の冷え込みが進んでおり、国内外においてインフレと景気後退の懸念が高まる厳しい環境となっています。また天然油脂や原油などの国際相場は、期初の時点に比べて上昇しており、さらなるコストアップの可能性が高まっています。当社グループではそれらのインパクトを吸収するために、生活者の変化に対応した店頭展開の提案を行うなど、流通とのコラボレーションをさらに強化していきます。また、商品開発のサイクルを早め、付加価値の高い新製品・改良品の上市、またコストアップに対応した販売価格の改定などに取り組んでまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した主要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した主要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

平成20年6月30日現在

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	549,443,701	549,443,701	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	549,443,701	549,443,701	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況は、次のとおりであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、それぞれの定時株主総会決議又は取締役会決議により発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたもの及び失効したものの数を減じております。

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年6月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	192
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	192,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,955
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月1日 至 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,955 資本組入額 1,478
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成15年6月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	267
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	267,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,372
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,372 資本組入額 1,186
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成16年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	758
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	758,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,695
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,695 資本組入額 1,348
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成17年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	971
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	971,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,685
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成24年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,685 資本組入額 1,343
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,933 資本組入額 1,467
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

(1) 新株予約権者は、当社及び当社が直接または間接に40%以上の株式を有する会社の役員及び使用人の地位をすべて喪失した場合は、当該地位喪失の日から2年後の応当日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に限るものとする。

(2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	26
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,933 資本組入額 1,467
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議」による新株予約権についての(注)2.に記載のとおりであります。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	430
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	430,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,211
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,211 資本組入額 1,606
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,064 資本組入額 1,532
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

(1) 新株予約権者は、当社及び当社が直接または間接に40%以上の株式を有する会社の役員及び使用人の地位をすべて喪失した場合は、当該地位喪失の日から2年後の応当日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に限るものとする。

(2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,064 資本組入額 1,532
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議」による新株予約権についての(注)2.に記載のとおりであります。

平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	430
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	430,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,446
新株予約権の行使期間	自 平成21年9月1日 至 平成26年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,446 資本組入額 1,723
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	549,443	—	85,424	—	108,888

(5) 【大株主の状況】

1. 当第1四半期会計期間において、モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドから、平成20年6月13日付で大量保有報告書に関する変更報告書の提出があり、平成20年6月6日現在で下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として実質保有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド	33,817,924	6.15

2. 当第1四半期会計期間において、モルガン・スタンレー証券株式会社ほか8社から、平成20年6月20日付で大量保有報告書の提出があり、平成20年6月13日現在で以下の9社が下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として実質保有株式数の確認ができません。

<大量保有報告書の「共同保有における株券等保有割合の内訳」>

氏名又は名称	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
モルガン・スタンレー証券株式会社	148,000	0.03
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	214,744	0.04
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	10,145,893	1.85
エムエスディーダブリュ・エクイティ・ファイナンス・サービスズ I (ケイマン)・リミテッド	0	0.00
エムエス・エクイティ・ファイナンス・サービスズ (ルクス) エ ス・アー・エール・エル	0	0.00
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	6,675,835	1.22
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社	1,068,000	0.19
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク	8,587,884	1.56
モルガン・スタンレー・インベストメント・アドバイザーズ・インク	663,000	0.12
計	27,503,356	5.01

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 12,739,000	—	—
完全議決権株式（その他） （注）	普通株式 531,250,000	531,216	—
単元未満株式	普通株式 5,454,701	—	1単元（1,000株）未満の株式
発行済株式総数	549,443,701	—	—
総株主の議決権	—	531,216	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の株式数の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が34,000株含まれておりますが、「議決権の数」の欄には同機構名義の議決権34個は含まれておりません。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
花王株式会社	東京都中央区日本橋 茅場町一丁目14番10号	12,739,000	—	12,739,000	2.31
計	—	12,739,000	—	12,739,000	2.31

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高（円）	3,140	2,920	2,940
最低（円）	2,780	2,725	2,700

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	42,647	53,785
受取手形及び売掛金	144,832	154,201
有価証券	40,966	54,959
商品及び製品	86,055	83,778
仕掛品	15,305	15,459
原材料及び貯蔵品	23,732	26,350
その他	44,762	49,425
貸倒引当金	2,138	2,394
流動資産合計	396,164	435,566
固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産	1,110,082	1,119,875
減価償却累計額	832,410	838,127
有形固定資産合計	277,671	281,747
無形固定資産		
のれん	228,311	238,500
商標権	122,433	127,328
その他	35,862	35,258
無形固定資産合計	386,608	401,087
投資その他の資産	¹ 113,641	114,151
固定資産合計	777,921	796,986
繰延資産	-	48
資産合計	1,174,085	1,232,601
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	106,205	109,574
短期借入金	21,613	21,828
1年以内に返済予定の長期借入金	22,045	22,049
未払法人税等	5,970	29,344
その他	127,676	141,175
流動負債合計	283,511	323,971
固定負債		
社債	99,996	99,996
長期借入金	170,285	169,764
退職給付引当金	34,224	32,041
その他	25,840	22,117
固定負債合計	330,347	323,920
負債合計	613,858	647,891

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,424	85,424
資本剰余金	109,561	109,561
利益剰余金	427,995	426,206
自己株式	39,122	39,161
株主資本合計	583,858	582,030
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,848	3,394
繰延ヘッジ損益	73	-
為替換算調整勘定	37,399	11,386
その他の評価・換算差額等	² 344	-
評価・換算差額等合計	33,821	7,992
新株予約権	598	598
少数株主持分	9,591	10,072
純資産合計	560,226	584,709
負債純資産合計	1,174,085	1,232,601

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	316,848
売上原価	134,890
売上総利益	181,957
販売費及び一般管理費	¹ 156,250
営業利益	25,707
営業外収益	
受取利息	658
受取配当金	112
持分法による投資利益	337
その他	1,098
営業外収益合計	2,206
営業外費用	
支払利息	1,350
為替差損	333
その他	160
営業外費用合計	1,845
経常利益	26,068
特別利益	
固定資産売却益	18
貸倒引当金戻入額	117
その他	39
特別利益合計	175
特別損失	
固定資産除売却損	226
減損損失	365
その他	107
特別損失合計	699
税金等調整前四半期純利益	25,543
法人税、住民税及び事業税	6,130
法人税等調整額	1,851
法人税等合計	7,981
少数株主利益	464
四半期純利益	17,096

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	25,543
減価償却費	21,519
減損損失	365
受取利息及び受取配当金	770
支払利息	1,350
為替差損益(は益)	420
持分法による投資損益(は益)	337
固定資産除売却損益(は益)	208
売上債権の増減額(は増加)	8,789
たな卸資産の増減額(は増加)	3,786
仕入債務の増減額(は減少)	3,676
退職給付引当金の増減額(は減少)	2,068
その他	7,307
小計	33,321
利息及び配当金の受取額	872
利息の支払額	1,073
法人税等の支払額	28,583
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,536
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	9,635
無形固定資産の取得による支出	2,146
長期前払費用の支払による支出	1,328
短期貸付金の純増減額(は増加)	245
長期貸付けによる支出	518
その他資産の増減額(は増加)	489
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,385
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	2,157
長期借入れによる収入	757
長期借入金の返済による支出	80
自己株式の取得による支出	95
配当金の支払額	13,181
少数株主への配当金の支払額	27
その他	119
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,349
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,914
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	27,113
現金及び現金同等物の期首残高	112,636
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	338
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の減少額	349
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 85,512

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項 の変更	(1) 連結の範囲の変更 (新規) <ul style="list-style-type: none"> ・ 当第1四半期連結会計期間において重要性が増したことにより連結子会社に含めた1社 Molton Brown Australia Pty Ltd ・ 当第1四半期連結会計期間において関連会社から子会社になったことにより持分法適用関連会社から連結子会社に含めた1社 ADM Kao LLC (除外) <ul style="list-style-type: none"> ・ 当第1四半期連結会計期間において株式譲渡により除外した1社 中山花王化学有限公司 (2) 変更後の連結子会社の数 103社
2. 持分法の適用に関する事項 の変更	(1) 持分法適用関連会社の変更 (除外) <ul style="list-style-type: none"> ・ 当第1四半期連結会計期間において関連会社から子会社になったことにより持分法適用関連会社から連結子会社に含めた1社 ADM Kao LLC (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 8社
3. 連結子会社の事業年度等 に関する事項の変更	従来、決算日が12月31日であった(株)カネボウ化粧品及びその国内子会社7社については、決算日を3月31日に変更しております。この変更により、当第1四半期連結会計期間は、平成20年4月1日から平成20年6月30日までの3ヶ月間を連結しております。なお、平成20年1月1日から平成20年3月31日までの3ヶ月間の損益については利益剰余金に計上するとともに、キャッシュ・フローについては現金及び現金同等物の期首残高の修正項目として計上しております。

	<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用 たな卸資産については、従来、主として総平均法による低価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(3) 「リース取引に関する会計基準」等の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. たな卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算定する方法を主としております。 また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ、正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)												
<p>※1. 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額</p> <p style="text-align: right;">投資その他の資産 111百万円</p>	<p>※1. _____</p>												
<p>※2. その他の評価・換算差額等</p> <p>米子会社における退職給付債務の未認識数理計算上の差異等であります。</p>	<p>※2. _____</p>												
<p>3. 保証債務</p> <p>関連会社及び従業員等の金融機関ほかからの借入金等に対する債務保証は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">European Distribution Service GmbH</td> <td style="text-align: right;">2,041百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員等</td> <td style="text-align: right;">432</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">2,474</td> </tr> </table>	European Distribution Service GmbH	2,041百万円	従業員等	432	計	2,474	<p>3. 保証債務</p> <p>関連会社及び従業員等の金融機関ほかからの借入金等に対する債務保証は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">European Distribution Service GmbH</td> <td style="text-align: right;">2,206百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員等</td> <td style="text-align: right;">478</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">2,685</td> </tr> </table>	European Distribution Service GmbH	2,206百万円	従業員等	478	計	2,685
European Distribution Service GmbH	2,041百万円												
従業員等	432												
計	2,474												
European Distribution Service GmbH	2,206百万円												
従業員等	478												
計	2,685												

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)										
<p>※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">荷造及び発送費</td> <td style="text-align: right;">18,163百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">24,959</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">16,112</td> </tr> <tr> <td>給料手当及び賞与</td> <td style="text-align: right;">32,436</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">11,501</td> </tr> </table>	荷造及び発送費	18,163百万円	広告宣伝費	24,959	販売促進費	16,112	給料手当及び賞与	32,436	研究開発費	11,501
荷造及び発送費	18,163百万円									
広告宣伝費	24,959									
販売促進費	16,112									
給料手当及び賞与	32,436									
研究開発費	11,501									

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)										
<p>※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">42,647百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td style="text-align: right;">40,966</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託 (流動資産その他)</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える 定期預金</td> <td style="text-align: right;">△102</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">85,512</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	42,647百万円	有価証券勘定	40,966	金銭の信託 (流動資産その他)	2,000	預入期間が3か月を超える 定期預金	△102	現金及び現金同等物	85,512
現金及び預金勘定	42,647百万円									
有価証券勘定	40,966									
金銭の信託 (流動資産その他)	2,000									
預入期間が3か月を超える 定期預金	△102									
現金及び現金同等物	85,512									

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 549,443 千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 13,285 千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 598 百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)(注)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 第102期定時株主総会	普通株式	14,475	27	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(注) 持分法適用関連会社が保有する自己株式にかかる配当金のうち、持分相当額を控除しております。なお、控除前の金額は、14,491百万円であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
	ビューティ ケア事業 (百万円)	ヒューマン ヘルスケア 事業 (百万円)	ファブリック &ホーム ケア事業 (百万円)	小計 (百万円)				
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	146,196	46,817	63,980	256,994	59,853	316,848	—	316,848
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	9,492	9,492	(9,492)	—
計	146,196	46,817	63,980	256,994	69,346	326,340	(9,492)	316,848
営業費用	140,133	44,664	53,679	238,476	62,132	300,609	(9,468)	291,140
営業利益	6,063	2,152	10,300	18,517	7,213	25,731	(23)	25,707

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類・性質及び販売方法の類似性を考慮し、コンシューマープロダクツ事業（ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業）、ケミカル事業に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品

事業区分		主要製品	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	プレステージ化粧品	カウンセリング化粧品、セルフ化粧品
		プレミアムスキンケア製品	化粧石けん、洗顔料、全身洗浄料
		プレミアムヘアケア製品	シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー
	ヒューマンヘルスケア事業	フード&ビバレッジ製品	食用油、飲料
		サニタリー製品	生理用品、紙おむつ
		パーソナルヘルス製品	入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、男性化粧品
ファブリック&ホームケア事業	ファブリックケア製品	衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤	
	ホームケア製品	台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品	
ケミカル事業	油脂製品	油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、グリセリン、業務用食用油脂	
	機能材料製品	界面活性剤、プラスチック用添加剤、コンクリート用高性能減水剤	
	スペシャルティケミカルズ製品	トナー・トナーバインダー、インクジェットプリンターインク用色材、香料	

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	228,454	29,923	25,270	33,199	316,848	—	316,848
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	4,938	10,749	217	4,211	20,117	(20,117)	—
計	233,393	40,673	25,488	37,410	336,965	(20,117)	316,848
営業費用	213,289	38,214	24,157	35,318	310,980	(19,840)	291,140
営業利益	20,103	2,458	1,330	2,092	25,984	(277)	25,707

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	アジア	米州	欧州	計
I 海外売上高 (百万円)	33,249	26,349	31,283	90,883
II 連結売上高 (百万円)				316,848
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	10.5	8.3	9.9	28.7

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,025.89円	1株当たり純資産額	1,070.67円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	31.89円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	31.87円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	17,096
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	17,096
期中平均株式数(千株)	536,154
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	234
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—————

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 決算日後の状況

特記事項はありません。

(2) 訴訟

当社グループが当事者になっている係争中の訴訟が存在するものの、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすものはないと考えております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月 4 日

花王株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市川 育義 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 武 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、花王株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。